

I 基本方針	
1 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、次のサービスを適宜適切に組み合わせて、利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供していますか。</p> <p>①定期巡回サービス：訪問介護員等が、定期的に利用者宅を巡回しサービス提供 ②随時対応サービス：利用者・家族から通報を受け、オペレーターが対応するサービス ③随時訪問サービス：オペレーターからの要請を受け、随時利用者宅を訪問しサービス提供 ④訪問看護サービス：看護師等が医師の指示に基づき、利用者宅を訪問してサービス提供</p> <p>※一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は①から④まで、連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は①から③までのサービスを提供する事業。</p>
II 人員基準	
1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数	<p>(1) 【オペレーター】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯を通じてオペレーター1人以上確保されるために必要な員数となっていますか。 ※オペレーターとは、随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいいます。</p> <p>(2) オペレーターは、下記の資格要件を満たしていますか。 ※オペレーターになれる資格要件 ①看護師・准看護師、②介護福祉士、③医師 ④保健師、⑤社会福祉士又は介護支援専門員 ※なお、所定の要件を満たす場合、3年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験者を充てること</p> <p>(3) オペレーターのうち1名以上は、常勤の看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員となっていますか。</p> <p>(4) オペレーターは、専らその職務に従事する者となっていますか。 ※ただし、利用者の処遇に支障がない場合は当該事業所の定期巡回サービス等の職務又は利用者以外からの通報を受け付ける業務に従事することができます。 ※また、午後6時から午前8時までの間において、当該事業所に併設施設の職員をオペレーターとすることができます。</p> <p>(5) 【定期巡回サービスを行う訪問介護員等】 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切な定期巡回サービスを提供するために必要な員数となっていますか。</p> <p>(6) 【随時訪問サービスを行う訪問介護員等】 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供にあたる訪問介護員等が1人以上確保されるために必要な員数となっていますか。 ※ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス等の職務に従事することができます。 ※また、午後6時から午前8時までの間において、当該事業所のオペレーターが随時訪問介護サービスに従事することができます。</p> <p>【訪問看護サービスを行う看護師等】 次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数を確保していますか。 イ 保健師、看護師又は准看護師：常勤換算方法で2.5以上（うち1名は常勤の保健師又は看護師） ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：当該事業所の実情に応じた適当数（配置しないことも可能）</p> <p>【計画作成責任者】 当該事業所の従業者であって、看護師、介護福祉士等であるもののうち1名以上を定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者としていますか。</p>
2 管理者	<p>(1) 管理者は常勤専従職員を配置していますか。</p> <p>(2) 管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。 ※管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理業務に支障がない場合は、他の職務に従事することができることとなっています。</p>

Ⅲ 設備基準	
1 設備及び備品等	<p>(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられていますか。</p> <p>(2) オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させていますか。</p> <p>1 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等</p> <p>2 随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等</p> <p>※上記「1」については、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されていれば、必ずしも当該事業所において機器等を保有する必要はありません。</p> <p>(3) 利用者が援助を必要とする状態になったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器（ケアコール端末）を配布していますか。</p> <p>※ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りではありません。</p>
Ⅳ 運営基準	
1 内容及び手続きの説明及び同意	<p>(1) 事業所の概要、重要事項（※）について記した文書を交付し、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p>※運営規程の概要、勤務体制、その他事故発生時の対応等、利用者のサービス選択に資すると認められる事項</p> <p>(2) 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については、指定訪問看護事業所との連携内容等について、利用申込者に十分な説明を行っていますか。</p>
2 提供拒否の禁止	(1) 正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。
3 サービス提供困難時の対応	(1) 自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。
4 受給資格等の確認	(1) 被保険者証等の確認を行っていますか。被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供していますか。
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>(1) 利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。</p> <p>(2) 利用者が要介護認定を申請していない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p>
6 心身の状況等の把握	(1) 計画作成責任者による面接、サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。
7 居宅介護支援事業者等との連携	(1) サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	(1) 利用者に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	(1) 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。
10 居宅サービス計画等の変更の援助	(1) 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、必要な援助を行っていますか。
11 身分を証する書類の携行	(1) 訪問介護員等に身分証を携行させ、初回訪問時及び求めに応じて提示するよう指導していますか。
12 サービスの提供の記録	(1) 介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面に記録していますか。
13 利用料等の受領	<p>(1) 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。</p> <p>(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に差額を設けていませんか。</p> <p>(3) 利用者から次の費用の額の支払いを受ける場合は、予め利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p>① 通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の額</p> <p>(4) 利用者から支払いを受ける費用の額に、ケアコール端末にかかる設置料、リース料、保守料等の費用が含まれていませんか。</p>
14 保険給付の請求のための証明書の交付	(1) 法定代理受領サービスではない、訪問介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。
15 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針	<p>(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われていますか。</p> <p>(2) 自らその提供するサービスの質の評価を行って、常にその改善を図り、それらの結果を公表していますか。</p>
16 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針	<p>(1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っていますか。</p> <p>(2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。</p> <p>(3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っていますか。</p> <p>(4) 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行われていますか。</p> <p>(5) 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行っていますか。</p>

16指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看 護の具体的取扱方針	(6) サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 (7) 介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスを提供していますか。 (8) サービスの提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付していますか。
17主治の医師との関	(1) 常勤看護師等は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理を行っていますか。 (2) 訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治医の指示を文書で受けていますか。 (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出し、訪問看護サービス提供に当たって主治医と密接な連携を図っていますか。
18定期巡回・随時対 応型訪問介護看護計 画等の作成	(1) 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成していますか。 (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書は居宅サービス計画書に沿った内容となっていますか。 ※ただし、当該計画におけるサービス提供の日時等については、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができます。 (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的（概ね1月に1回程度）に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえて作成していますか。 ※アセスメントとは、利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。 (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の内容について利用者及びその家族に説明を行い、利用者等から同意を得ていますか。 (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書を利用者に交付していますか。 (6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行っていますか。 (7) 訪問看護サービスを行う看護師等（準看護師を除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容を記載した「訪問看護報告書」を作成していますか。 (8) 居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業所から定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提供の依頼があった際には協力していますか。
19同居家族に対する サービス提供の禁止	(1) 訪問介護員等が同居家族に対して訪問介護を提供していませんか。
20利用者に関する市 町村への通知	(1) 利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っていますか。 ①サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ②偽りその他不正な行為により給付を受けた又は受けようとした場合
21緊急時等の対応	(1) 利用者の病状の急変など、緊急時には主治医への連絡など必要な措置を講じていますか。 (2) 従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っていますか。
22管理者等の責務	(1) 事業所の従業者及び業務管理は、管理者により一元的に行われていますか。 (2) 計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する利用の申込みに係る調整等のサービス内容の管理を行っていますか。
23運営規程	(1) 以下の事項を運営規程に定めていますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④サービスの内容及び利用料その他費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥緊急時等における対応方法 ⑦合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ⑧その他運営に関する重要事項
24勤務体制の 確保等	(1) 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。 (2) 当該事業所の訪問介護員等によってサービスを提供していますか。 ※一定の要件を満たす場合、事業者間の契約に基づいて、定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス及び訪問看護サービスの事業の一部を、他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができます。 ※午後6時から午前8時の間の随時対応サービスは、一定の要件を満たす場合、複数の事業所との契約に基づき、一体的に通報を受けることができます。 (3) 訪問介護員等に対して研修の機会を確保していますか。
25衛生管理等	(1) 訪問介護員等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。 (2) 設備及び備品等について、衛生的な管理を行っていますか。
26掲示	(1) 運営規程や勤務体制表等、その他重要事項を事業所内に掲示していますか。
27秘密保持等	(1) 正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じて (2) サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面により得ていますか。（サービス提供開始時における包括的な同意で可）

28広告	(1) 虚偽または誇大な広告をしていませんか。
29居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	(1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。
30苦情処理	(1) 利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。 (2) 苦情相談等の内容を記録・保存していますか。
31地域との連携	(1) 利用者、家族、地域住民の代表者、利用関係者、地域包括センターの職員、有識者等による「介護・医療連携推進会議」を設置し、おおむね3月に1回以上、当該会議にサービス提供状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を受けていますか。 (2) 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。 (3) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力していますか。 (4) 事業所と同一の建物に居住する利用者に対しサービスを提供する場合は、居住する利用者以外のものに対しサービスを提供するよう努めているか。 (5) 年1回以上は自己評価を行っていますか。 (6) 自己評価結果を介護・医療連携推進会議において、第三者の観点から外部評価を行っていますか。
32事故発生時の対応	(1) 事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。 (2) 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。 (3) 事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。
33会計の区分	(1) 他の事業との会計を区分していますか。
34記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 (2) 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間（①～④は5年間）保存していますか。 ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ②サービス実施記録 ③主治の医師による指示の文書 ④訪問看護計画書 ⑤利用者に関する市への通知に係る記録 ⑥苦情の内容等の記録 ⑦事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
35連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者と訪問看護事業者との連携	(1) 連携型事業者は、指定訪問看護を提供する指定訪問看護事業者と連携していますか。 (2) 連携する指定訪問看護事業所との契約に基づき、以下の事項について協力を得ていますか。 ①利用者に対するアセスメント ②随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保 ③医療・介護連携会議への参加 ④その他必要な指導及び助言
V 変更の届出等	
1 変更の届出	(1) 以下の事項に変更があったとき、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④事業所の平面図及び設備の概要 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥運営規程 ⑦当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ⑧役員の氏名、生年月日及び住所 ⑨連携する訪問看護を行う事業所の名称および所在地（連携型事業所に限る。）